

平成 30 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 43 号議案

平成 30 年 2 月 27 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 2 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 3 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について	1
第 11 号 議 案	舞鶴市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正す る条例制定について	4
第 12 号 議 案	舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例制定につい て	6
第 13 号 議 案	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を 改正する条例制定について	7
第 14 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴 市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 制定について	9

第 15 号 議 案	舞鶴市土地開発基金条例の一部を改正する条例制定について	11
第 16 号 議 案	舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
第 17 号 議 案	舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	13
第 18 号 議 案	舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	15
第 19 号 議 案	土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
第 20 号 議 案	舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	20
第 21 号 議 案	舞鶴市水防協議会条例の一部を改正する条例制定について	23
第 22 号 議 案	舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について	24
第 23 号 議 案	舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について	25
第 24 号 議 案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	42
第 25 号 議 案	舞鶴市墓園条例の一部を改正する条例制定について	47
第 26 号 議 案	舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	49
第 27 号 議 案	舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	51
第 28 号 議 案	舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	53

第 29 号議案	舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	62
第 30 号議案	舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	65
第 31 号議案	舞鶴市水道事業基金条例制定について	68
第 32 号議案	舞鶴市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	70
第 33 号議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	81
第 34 号議案	舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	82
第 35 号議案	公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について	84
第 36 号議案	舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	86
第 37 号議案	工事請負契約の変更について(舞鶴引揚記念館増築工事)	88
第 38 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	90
第 39 号議案	市道路線の認定について	102
第 40 号議案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号)	別 冊
第 41 号議案	平成 29 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 42 号議案	平成 29 年度 舞鶴市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃

第 43 号議案	平成 29 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 1 号)	〃
----------	-----------------------------------	---

第 10 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 22 項中「以下同じ」を「以下この項及び次項において同じ」に改める。

附則に次の 4 項を加える。

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の給与に関する特例措置)

27 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間(次項及び附則第 29 項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの(次項及び附則第 29 項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 100 分の 3 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。

28 特例期間においては、特定職員に係る第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 3 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

29 特例期間においては、特定職員に対する第 34 条の 2 第 1 項から第 6 項までの

規定による給与の支給に当たっては、これらの項の規定により算出した給与額から、当該特定職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 第34条の2第1項又は第3項 附則第27項本文に定める額

(2) 第34条の2第2項又は第4項 附則第27項本文に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 第34条の2第5項又は第6項 附則第27項本文に定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

30 前3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

2 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の退職手当の額の算出)

13 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第27項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)

5 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 25 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 25 条」とあるのは、「給与条例附則第 28 項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置)

第 7 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 15 条第 3 項及び第 15 条の 2 第 3 項の規定の適用については、これらの項中「同条例第 25 条第 1 項」とあるのは、「同条例附則第 28 項」とする。

提案理由

国家公務員の給料水準との均衡を図るため、平成 30 年度において一般職の職員(職務の級が 6 級以上の者に限る。)の給料の減額措置を実施したいので提案する。

第 11 号議案

舞鶴市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

第 3 条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国家公務員の退職給付の取扱いに準じて、退職手当の支給水準を引き下げたいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員定数条例(昭和 37 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「9 人」を「8 人」に改め、同条第 2 号から第 5 号までの規定中「609 人」を「570 人」に改め、同条第 7 号中「185 人」を「30 人」に改め、同条第 9 号ア中「水道事業」の右に「及び下水道事業」を加え、「70 人」を「75 人」に改め、同号イ中「280 人」を「65 人」に改め、同条中「1,282 人」を「877 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下水道事業の公営企業化に伴い、公営企業の職員の区分に下水道事業を加えるとともに、効率的な行政運営を行うための計画的な定数管理の実施に伴い、職員定数を改めたいので提案する。

第 13 号議案

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和 39 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

題名中「無償貸付」を「無償貸付け」に改める。

第 1 条中「無償貸付」を「無償貸付け」に改める

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 4 条の見出しを「(普通財産の無償貸付け、減額貸付け等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「地震、火災、水害等の災害により」を削り、「者が、」の右に「地震、火災、水害等の災害により」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。

第 7 条の見出しを「(物品の無償貸付け又は減額貸付け)」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(行政財産の無償貸付け、減額貸付け等)

第5条 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

公有財産の有効活用を図るため、行政財産の無償貸付け、減額貸付け等について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」に、「918,000 円」を「920,530 円」に、「756,000 円」を「757,570 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。

附則第 13 項中「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」に、「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の 100 分の 15 に相当する額」を「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」に、「給料及び扶養手当の月額の合計額」を「給料の月額」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 30

年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「666,000円」を「667,360円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。

附則第6項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額」を「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額」に、「給料及び扶養手当の月額の合計額」を「給料の月額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例(昭和54年条例18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の退職手当の額の算出)

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における退職手当の額の算出については、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和40年条例第24号)附則第5項本文及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成27年条例第2号)附則第5項本文の規定は、適用しない。

提案理由

一般職の職員(職務の級が6級以上の者に限る。)の給料の減額措置に準じて、平成30年度において市長、副市長及び教育長の給料の減額措置を実施する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市土地開発基金条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市土地開発基金条例の一部を改正する条例

舞鶴市土地開発基金条例(昭和 44 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「積立て」の右に「をし、又はその処分」を加え、同条第 3 項中「積立て」の右に「又は処分」を加え、「増加する」を「増加し、又は処分額相当額減少する」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

土地開発基金の有効活用を図るため、基金の処分について定めたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成 15 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号を削る。

第 2 条第 2 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 移住・定住の促進に関すること。

第 2 条第 3 号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 公共施設の営繕に関すること。

第 2 条第 8 号オを削り、同条第 9 号を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

効果的かつ効率的な組織運営を行うため、組織及び分掌事務を改めたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「、第1号」の右に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金

(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

消防法の改正に伴い、引用する条項を改めるとともに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の補償基礎額に係る扶養親族加算額を改めたいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 50 条の次に次の 1 条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第 50 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

別表第 9(3)の項のうち「530,000 円」を「570,000 円」に改め、同項のエ中「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に改め、同項のオ中「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に改め、同項のカ中「5,750,000 円」を「5,930,000

円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表(15)の項のうち「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項のエ中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項のオ中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表(17)の項のア中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項のイ中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第50条の次に1条を加える改正規定は平成30年10月1日から、別表第9の改正規定及び次項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第9の規定は、同表の改正規定の施行の日以後に申請を受けたものから適用し、同日前に申請を受けたものは、なお従前の例による。

提案理由

防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、消防法等の規定に違反する防火対象物の公表について定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防事務に関する手数料の額を改めたいので提案する。

第 19 号議案

土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例制定について

土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例

土地改良事業の特別徴収金に関する条例(昭和 57 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例

第 1 条中「について、」を「に係る」に改め、「準用する」の右に「法」を加え、「により特別徴収金を徴収する場合における」を「による特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)の徴収等について」に改める。

第 2 条第 1 項中「そのもの」を「その者」に改め、同条第 2 項中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改める。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(特別徴収金の徴収方法)

第 3 条 特別徴収金は、年度ごとに一括して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、特別徴収金を徴収されるべき者の申請に基づき、分割して徴収することができる。

(特別徴収金の徴収猶予等)

第 4 条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、特別徴収金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の改正に伴い引用する条項を改めるとともに、特別徴収金の徴収方法及び徴収猶予等について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定
について

舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例(平成 5 年条例第 9 号)の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市における府営土地改良事業分担金等徴収条例

第 1 条中「施行する」を「行う」に改め、「分担金」という。)の右に「並び
に法第 91 条の 2 第 1 項及び第 6 項の規定による特別徴収金(以下「特別徴収金」と
いう。)」を加える。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「(分担金の徴収)」に改め、同条中「対象事業によって」を「京
都府が行う土地改良事業で、法第 91 条第 2 項の規定によりその費用の一部を本市
が負担することとなるものによって」に、「当該対象事業」を「当該土地改良事業」
に、「納付義務者」を「分担金納付義務者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条の見出しを「(分担金の額)」に改め、同条第 1 項中「の対象事業」を「に
おいて前条に規定する土地改良事業」に改め、同条第 2 項中「納付義務者」を「分
担金納付義務者」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(特別徴収金の徴収)

第 4 条 特別徴収金(法第 91 条の 2 第 1 項の規定によるものに限る。)は、京都府が

行う土地改良事業(法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行うものを除く。以下この条において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき、法第 3 条に規定する資格を有する者が、当該土地改良事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、当該土地を当該土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(以下この項及び次条において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)に、その者から徴収する。

- 2 法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告前に、当該土地改良事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めたときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から前項の期間を起算する。第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条(見出しを含む。)中「分担金」の右に「及び特別徴収金」を加え、同条を第 9 条とする。

第 5 条の見出し中「分担金」の右に「及び特別徴収金」を加え、同条本文中「分担金」の右に「及び特別徴収金」を加え、同条ただし書中「当該納付義務者」を「分担金納付義務者及び特別徴収金を徴収されるべき者」に改め、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

(特別徴収金の額)

第 5 条 前条第 1 項の特別徴収金の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち法第 91 条第 6 項の規定により市が負担する負担金の額に当該土地改良事業に係る面積に対する目的外用途に供した土地の面積の率を乗じて得られる額を基準として、市長が定める。

(機構関連事業に係る特別徴収金の徴収)

第 6 条 特別徴収金(法第 91 条の 2 第 6 項の規定によるものに限る。)は、法第 87 条の 3 第 1 項の規定により京都府が行う土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき、法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれ

かに掲げる者が、法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当したときに、その者から徴収する。

- 2 前項の特別徴収金の徴収は、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告前に当該機構関連事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めたときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に行うものとする。

(機構関連事業に係る特別徴収金の額)

第 7 条 第 5 条の規定は、前条第 1 項の特別徴収金の額の算定について、準用する。
この場合において、第 5 条中「土地改良事業」とあるのは「機構関連事業」と、「目的外用途に供した」とあるのは「法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当するに至った」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

土地改良法の改正により都道府県営土地改良事業において農地中間管理機構関連事業が創設されたことに伴い、府営土地改良事業に係る特別徴収金について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市水防協議会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水防協議会条例の一部を改正する条例

舞鶴市水防協議会条例(平成 12 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 33 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「舞鶴市消防本部警防課」を「舞鶴市消防本部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水防法の改正に伴い、引用する条項を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「消防職員」の右に「(消防吏員を除く。)」を加え、「舞鶴市の消防署長の職又は」を削り、「これ」を「舞鶴市の消防署長の職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 舞鶴市消防吏員として消防事務に従事した者で、舞鶴市の消防司令長以上の階級に 1 年以上あったものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消防長の資格をより明確なものとするため、消防吏員にあっては階級により規定することとしたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 人員に関する基準(第 4 条・第 5 条)

第 3 章 運営に関する基準(第 6 条—第 31 条)

第 4 章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第 32 条)

第 5 章 雑則(第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な

限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かななければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はそ

の家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求め

られたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 12 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第 14 条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 15 条 指定居宅介護支援の方針は、第 2 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用

料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること(利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。))の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。)
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用

者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供すること。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること(やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。)

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第13号に規定する居宅サービス計画の変更については、第3号から第12号までの規定を準用して行うこと。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 16 条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 18 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 19 条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 20 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護

支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第 22 条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第 23 条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 25 条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第 26 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第 27 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門

員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 28 条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第 6 項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同

号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 29 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 30 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 31 条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 15 条第 13 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

- ア 居宅サービス計画

- イ 第 15 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録

- ウ 第 15 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録

- エ 第 15 条第 15 号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第 18 条に規定する市町村への通知に係る記録

- (4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

(準用)

第 32 条 第 2 条、第 2 章及び前章(第 28 条第 6 項及び第 7 項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「第 20 条」とあるのは「第 32 条において準用する第 20 条」と、第 12 条第 1 項中「指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第 47 条第 3 項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条(第 20 号に係る部分に限る。)(第 32 条において準用する場合を含む。)の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項(第 32 条において準用する場合を含む。)の規定に関わらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第 5 条第 1 項(第 32 条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。

3 この条例の施行の際既に完結している記録に係る第 31 条第 2 項(第 32 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「5 年間」とあるのは「2 年間」とする。

提案理由

介護保険法の改正により居宅介護支援事業者の指定権限が市に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めたいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「舞鶴市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 1 条中「国民健康保険事業」の右に「の事務」を加える。

「第 2 章 国民健康保険運営協議会」を「第 2 章 舞鶴市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「舞鶴市国民健康保険運営協議会」に改め、同条各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会」を「法第 11 条第 2 項の規定に基づき設置する舞鶴市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 9 条の 2 中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第 29 条の 7 第 1 項」を「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第 9 条の 3 各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、

入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 74 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康

保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

第13条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「数」の右に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「世帯の数」の右に「等を勘案して算定した数」を加える。

第13条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第13条の6の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第13条の6の6第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「数」の右に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の右に「等を勘案して算定した数」を加える。

第13条の7各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第13条の11第1項第2号及び第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「数」の右に「等を勘案して算定した数」を加える。

第18条の2第1項各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条第2項中「提出は」を「提出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第5章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法等の改正に伴い、保険料の賦課総額の算出基準、基礎賦課額の限度額及び保険料軽減措置に係る所得基準額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市墓園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市墓園条例の一部を改正する条例

舞鶴市墓園条例(昭和 54 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「有するもの」を「有する者」に、「祭祀」を「祭祀^し」に、「場合は」を「場合は、」に改める。

第 15 条を第 17 条とし、第 12 条から第 14 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 11 条を削る。

第 10 条中「使用許可を取り消し」を「使用権が消滅し」に改め、同条を第 13 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(使用権の消滅)

第 12 条 使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。

- (1) 使用者が死亡した後 3 年を経過し、かつ、祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が所在不明となった後 7 年を経過したとき。

第 9 条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合は、」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 管理料を 5 年間納付しないとき。

第 9 条第 2 項中「前項第 2 号」を「前項」に改め、同条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とする。

第 7 条の見出し中「使用」を「使用権」に改め、同条中「かわって」を「代わって」に、「墓地の使用」を「墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)」に改め、

同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第7条 使用者は、使用許可の際、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、1区画につき250,000円とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用許可の日から3年以内に墓地の全部を未使用のまま返還した場合は、既納の使用料の一部を還付するものとする。

(管理料)

第8条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度管理料を納付しなければならない。

2 管理料は、1区画につき年額4,200円とする。

3 年度の途中において使用許可を受ける場合の当該年度における管理料は、使用許可の日の属する月から月割により算定した額とする。

4 既納の管理料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

墓園の良好な管理状態を維持するため、管理料を徴収するとともに、使用許可の取消しに係る規定を整理し、使用権の消滅に係る規定を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 26 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成 12 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 1 号中「28,580 円」を「29,640 円」に改め、同条第 2 号中「38,110 円」を「39,520 円」に改め、同条第 3 号中「41,290 円」を「42,810 円」に改め、同条第 4 号中「53,990 円」を「55,980 円」に改め、同条第 5 号中「63,520 円」を「65,860 円」に改め、同条第 6 号中「73,050 円」を「75,740 円」に改め、同号ア中「合計所得金額(」を削り、「をいう。以下同じ。)」を「(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」に改め、同条第 7 号中「79,400 円」を「82,330 円」に改め、同条第 8 号中「95,280 円」を「98,790 円」に改め、同条第 9 号中「104,810 円」を「108,670 円」に改め、同条第 10 号中「114,340 円」を「118,550 円」に改め、同条第 11 号中「127,040 円」を「131,720 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,340 円とする。

附則第9項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険事業計画の見直しに伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度における65歳以上の被保険者の保険料率を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 27 号議案

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の右に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の右に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の右に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により舞鶴市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険法の規定による住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる者を、市が保険料を徴収すべき被保険者に追加したいので提案する。

第 28 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)」に改め、同条第 5 項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、「、午後 6 時から午前 8 時までの間において」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(12) 介護医療院

第 7 条第 7 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第 8 項中「、午後 6 時から午前 8 時までの間は」を削り、同条第 12 項中「第 193 条第 10 項」を「第 193 条第 14 項」に改める。

第 15 条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第 13 条第 9 号」を「舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成

30 年条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第 15 条第 9 号」に改める。

第 33 条第 3 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる」を削る。

第 40 条第 1 項中「第 115 条の 46 条第 1 項」を「第 115 条の 46 第 1 項」に、「3 月」を「6 月」に改め、同条第 4 項中「提供する場合には」の右に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第 48 条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)」に改める。

第 60 条の 9 第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 60 条の 25 中「9 人」を「18 人」に改める。

第 60 条の 38 中「第 35 条中」の右に「「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第 62 条第 1 項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を、「特定施設」の右に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「」の」を「」の」に改める。

第 66 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。）」を、「3 人以下」の右に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数」を加え、同条第 2 項中「第 83 条第 7 項」の右に「及び第 193 条第 8 項」を加える。

第 83 条第 1 項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第 193 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の右に「又は介護医療院」を加え、同条第 7 項中「以下

「本体事業所」という」を「以下この章において「本体事業所」という」に改める。

第 84 条第 3 項、第 85 条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第 94 条第 2 項中「指定居宅介護支援等基準第 13 条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第 15 条各号」に改める。

第 104 条第 3 項、第 112 条第 2 項及び第 113 条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第 118 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 126 条第 3 項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第 131 条第 4 項中「看護職員のうち 1 人以上、及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加え、同条第 7 項第 1 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第 139 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施すること。

第 152 条第 3 項中「以下この条において同じ。)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「厚生省令第 39 号」の右に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の右に「。以下この項において同じ」を加え、「併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第 47 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「場合の」の右に「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え、同条第 4 項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加え、同条第 8 項第 2 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 155 条中「介護老人保健施設」の右に「若しくは介護医療院」を加える。

第 159 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 167 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 167 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 152 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第 170 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を

加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 184 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 188 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 193 条第 1 項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の右に「第 83 条第 7 項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第 6 項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 83 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の右に「第 83 条第 7 項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看

護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第201条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第193条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行

う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」の右に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号表以外の部分中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「利用定員」の右に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の右に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」の右に「(第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第204条中「提供回数等の活動状況」との右に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加える。

附則第2項から第4項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

6 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

7 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 29 号議案

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例(平成 25 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を、「特定施設」の右に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「1)の」を「1)の」に改める。

第 10 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。）」を、「3 人以下」の右に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計

が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第9号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の右に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項、第47条、第61条第3項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改める。

第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の右に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 30 号議案

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「介護保険施設」の右に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 6 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項各号列記以外の部分中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 6 項で」を「第 7 項に」に、「技術を

使用する」を「技術を利用する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「(指定介護予防支援事業所)」を「(当該指定介護予防支援事業所)」に改める。

第12条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に、「)と」を「)の額と」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「次の」の右に「各号の」を加える。

第20条第2項中「提供しなければ」を「担当させなければ」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第28条第1項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第32条第9号中「ために」の右に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、「召集して」を「招集して」に改め、同条中第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、同条第26号中「同条第1項」を「同項」に、「介護予防サービス若しくは」を「介護予防サービス又は」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第25号を第27号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

第32条第20号中「退所しよう」を「退所をしよう」に改め、同号を同条第21号とし、同条第19号中「入院又は」を「入院若しくは」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他

の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 31 号議案

舞鶴市水道事業基金条例制定について

舞鶴市水道事業基金条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業基金条例

(設置)

第 1 条 舞鶴市水道事業の健全な運営に資するため、舞鶴市水道事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が管理する。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 5 条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 水道事業に係る企業債の元金の償還及び利息の支払に充てるとき。
- (2) 水道施設の建設又は改良に必要な経費に充てるとき。
- (3) 水道施設の災害復旧に必要な経費に充てるとき。

(4) 水道事業の業務に従事した職員の退職手当の支給に充てるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

舞鶴市水道事業の健全な運営に資するため、舞鶴市水道事業基金を設置したいので提案する。

第 32 号議案

舞鶴市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係
条例の整備に関する条例制定について

舞鶴市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例
の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係
条例の整備に関する条例

(舞鶴市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年条例第 26 号)の一部を次
のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 汚水及び雨水を排除し、又は処理するため、下水道事業(公共下水道事業、特
定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、漁業集落排水処理施
設事業及び合併処理浄化槽事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第 7 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)」
を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)」を「令」に、「水
道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「水道事業」を「上下水道事

業」に改め、「舞鶴市字北吸 1044 番地に」を削り、同条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項中「水道事業」の右に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、別表第 1 のとおりとする。

3 下水道事業の経営の規模は、別表第 2 のとおりとする。

第 2 条第 4 項を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(法の全部適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第

3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)

第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1(第 3 条関係)

給水区域	給水人口	1 日最大給水量
市の区域内	90,700 人	71,242 立方メートル

別表第 2(第 3 条関係)

区分	処理区域又は対象区域	処理区域面積	処理人口	1 日最大処理能力
公共下水道事業	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する事業計画において定められた予定処理区域	2,271 ヘクタール	74,650 人	44,000 立方メートル
特定環境保全公共下水道事業	79 号)第 4 条第 1 項に規定する事業計画において定められた予定処理区域	70.9 ヘクタール	1,090 人	1,470 立方メートル
農業集落排水処理施設事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成 6 年条	115.2 ヘクタール	1,970 人	837 立方メートル
漁業集落排水処理施設事業	水処理施設条例(平成 6 年条	10.7 ヘクタール	330 人	203.5 立方メートル

	例第 28 号)第 3 条第 3 号に 規定する処理 区域			
合併処理浄化 槽事業	上記以外の市 の区域	—	3,850 人	—

(舞鶴市下水道条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市下水道条例(昭和 44 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市公共下水道条例

目次中「第 25 条」を「第 22 条」に、「第 26 条」を「第 23 条」に、「第 28 条」を「第 25 条」に改める。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公共下水道の管理及び使用について、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(終末処理場の名称及び位置)

第 2 条 市の終末処理場(法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東浄化センター	舞鶴市字市場 732 番地
西浄化センター	舞鶴市字松陰 29 番地
野原浄化センター	舞鶴市字野原 95 番地
丸山浄化センター	舞鶴市字小橋 628 番地の 1
神崎浄化センター	舞鶴市字西神崎 105 番地の 5

第 4 条第 1 号ただし書中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に、「認められるもの」を「認めるもの」に改め、同条第 2 号ただし書中「市長」を「管理者」に、「認められるもの」を

「認めるもの」に改め、同条第3号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第4号及び第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条の2第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第10条第1項から第3項までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第2項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第3項及び第5項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条の2第1項、第12条第1項及び第16条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条から第20条までを削り、第21条を第17条とする。

第22条中「、占用料」を削り、同条を第18条とする。

第23条中「市長」を「管理者」に改め、「、占用料」を削り、同条を第19条とする。

第24条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第20条とする。

第24条の2中「市長」を「管理者」に改め、同条を第21条とする。

第25条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第22条とする。

第26条の前の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第7号中「又は第17条」を削り、「当該各条」を「同条」に改め、「、又は占用し」を削り、同条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とし、同条を第23条とする。

第27条中「、占用料」を削り、同条を第24条とし、第28条を第25条とする。

別表中「第21条関係」を「第17条関係」に改める。

(舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)の一部を次のように改正する。

「第 4 章 占用(第 16 条—第 18 条) 目次中 第 5 章 雑則(第 19 条—第 23 条) 第 6 章 罰則(第 24 条—第 26 条)」を「第 4 章 雑則(第 16 条—第 5 章 罰則(第 21 条—第

20 条) 23 条)」に改める。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第 1 項の表以外の部分を次のように改める。

この条例は、次に掲げる農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

第 1 条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(排水処理施設の構成)

第 1 条の 2 排水処理施設は、下水を排除するために設ける排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設(かんがい排水施設及び排水設備を除く。)、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(し尿浄化槽を除く。)及びこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設をもって構成する。

第 3 条各号列記以外の部分中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「、舞鶴市下水道条例」を「、舞鶴市公共下水道条例」に、「「下水道条例」を「「公共下水道条例」に改め、「及び」の右に「公共下水道条例に基づく企業管理規程(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程をいう。))」を加える。

第 5 条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条第 1 項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 7 条中「市長」を「管理者」に、「下水道条例」を「公共下水道条例」に改める。

第 8 条及び第 9 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 11 条中「規則で」を「管理者が」に、「下水道条例」を「公共下水道条例」

に改める。

第 12 条第 1 項中「下水道条例」を「公共下水道条例」に改める。

第 13 条の 2 第 2 項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 13 条の 3 第 1 項及び第 14 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 15 条第 1 項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 4 章を削る。

第 19 条中「市長」を「管理者」に、「下水道条例別表第 2」を「公共下水道条例別表」に改め、第 5 章中同条を第 16 条とする。

第 20 条中「市長」を「管理者」に改め、「、占用料」を削り、第 5 章中同条を第 17 条とする。

第 21 条中「市長」を「管理者」に改め、第 5 章中同条を第 18 条とする。

第 22 条中「市長」を「管理者」に改め、第 5 章中同条を第 19 条とする。

第 23 条中「規則で」を「管理者が」に改め、第 5 章中同条を第 20 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

第 24 条中「第 22 条」を「第 19 条」に改め、「市長の」を削り、第 6 章中同条を第 21 条とする。

第 25 条中「占用料又は」を削り、第 6 章中同条を第 22 条とし、第 26 条を第 23 条とする。

第 6 章を第 5 章とする。

(舞鶴市公設浄化槽条例の一部改正)

第 4 条 舞鶴市公設浄化槽条例(平成 17 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市合併処理浄化槽条例

目次中「公設浄化槽の設置等」を「合併処理浄化槽の設置手続等」に、「公設浄化槽の使用」を「合併処理浄化槽の使用」に改める。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、合併処理浄化槽の設置手続、管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項第1号中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同項第3号中「次条に規定する対象区域」を「舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)別表第2に規定する合併処理浄化槽事業の対象区域(以下「対象区域」という。)」に改め、同項第4号及び第5号中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 合併処理浄化槽の設置手続等

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「市長」を「管理者」に、「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同条第5項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第5条中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に、「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第7条中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条本文中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「市長」を「管理者」に、「舞鶴市下水道条例」を「舞鶴市公共下水道条例」に改め、「」の右に「第6条第2項」を加え、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項、第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第5章の章名中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第 13 条中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同条第 3 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 4 項中「市長」を「管理者」に、「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第 15 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第 16 条中「市長」を「管理者」に、「舞鶴市下水道条例別表第 2」を「舞鶴市公共下水道条例別表」に改める。

第 18 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 19 条中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第 20 条第 1 項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「市長」を「管理者」に、「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「規則」を「企業管理規程(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)」に改める。

第 21 条中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 22 条の見出し中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同条第 1 項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同条第 3 項中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 23 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改める。

第 24 条中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改める。

第 25 条本文中「公設浄化槽」を「合併処理浄化槽」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第 26 条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第 27 条中「市長の」を削る。

(舞鶴市下水道使用料条例の一部改正)

第5条 舞鶴市下水道使用料条例(平成22年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「舞鶴市下水道条例」を「舞鶴市公共下水道条例」に、「舞鶴市公設浄化槽条例」を「舞鶴市合併処理浄化槽条例」に、「及び公設浄化槽」を「及び合併処理浄化槽」に改める。

第2条第1号中「下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号」を「舞鶴市公共下水道条例第3条第2号」に改め、同条第2号中「第1条第2項」を「第1条」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 合併処理浄化槽 舞鶴市合併処理浄化槽条例第2条第1項第1号に規定する合併処理浄化槽をいう。

第2条第4号中「舞鶴市下水道条例」を「舞鶴市公共下水道条例」に、「舞鶴市公設浄化槽条例」を「舞鶴市合併処理浄化槽条例」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項」を「別表」に改め、同条第2項前段中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同項後段及び同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第2項及び第3項並びに第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「別に」に改める。

第9条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(舞鶴市特別会計条例の一部改正)

第6条 舞鶴市特別会計条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 下水道事業会計 下水道事業

(重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正)

第7条 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 水道

(2) 公共下水道

(分担金等に係る規制等に関する条例の一部改正)

第8条 分担金等に係る規制等に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」に改める。

第4条第1項中「市職員」を「市職員(公営企業職員を含む。以下同じ。)」に改める。

(舞鶴市水洗便所等改造資金貸付条例の一部改正)

第9条 舞鶴市水洗便所等改造資金貸付条例(昭和44年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「舞鶴市下水道条例」を「舞鶴市公共下水道条例」に、「下水道条例」を「公共下水道条例」に改める。

第2条第1項第1号中「下水道条例」を「公共下水道条例」に、「同条例」を「公共下水道条例」に改め、同項第2号中「同条例第1条第2項」を「集落排水条例第1条」に改める。

第6条中「下水道条例」を「公共下水道条例」に、「をした後」を「の後」に改める。

(舞鶴市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「舞鶴市水道事業」を「水道事業」に改め、同条ただし書中「舞鶴市水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

(舞鶴市都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 舞鶴市都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例(平成25年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「舞鶴市下水道条例」を「舞鶴市公共下水道条例」に改める。

(舞鶴市上下水道事業審議会条例の一部改正)

第12条 舞鶴市上下水道事業審議会条例(平成29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下

「管理者」という。)」に改める。

第4条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

(舞鶴市下水道基金条例の廃止)

第13条 舞鶴市下水道基金条例(平成22年条例第14号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第12条の規定による改正前の舞鶴市上下水道事業審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱されている委員は、第12条の規定による改正後の舞鶴市上下水道事業審議会条例第4条第1項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、旧条例第4条第1項の規定により委嘱された日から起算する。

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関係条例の整備を行いたいので提案する。

第 33 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の5に次の1項を加える。

- 6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法施行令の改正に伴い、市が設置する都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の上限割合を定めたいので提案する。

第 34 号議案

舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例

舞鶴市公共下水道条例(昭和 44 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条を次のように改める。

(手数料)

第 17 条 手数料は、別表に掲げる種類に応じ、それぞれ同表に定める金額とし、申請者から徴収する。

別表を次のように改める。

別表(第 17 条関係)

種類		金額(1 件につき)
確認申請審査手数料(第 5 条第 1 項の確認)	排水設備の新設等において設置する便器が 2 個以下である場合	4,500 円
	排水設備の新設等において設置する便器が 3 個以上である場合	4,500 円に便器の数が 2 個を超え 1 個増すごとに 1,000 円を加算した額
指定工事業指指定手数料(第 6 条第 1 項の規定による指定)	従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合	5,000 円

	上記以外の場合	10,000 円
--	---------	----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表の規定による確認申請審査手数料は、この条例の施行の日以後の申請に係る確認から適用し、同日前の申請に係る確認については、なお従前の例による。

提案理由

排水設備の新設等の計画確認に係る確認申請審査手数料を見直すこととし、所要の改正を行いたいので提案する。

第 35 号議案

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例(平成 9 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「第 3 条、第 4 条」を「前 2 条」に改め、同条第 8 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 8 条第 5 号中「支払い」を「支払」に改める。

第 11 条第 1 項中「)第 10 条」を「。以下「省令」という。)第 11 条」に改める。

第 12 条第 1 項中「公営住宅法施行規則(以下「省令」という。)第 11 条」を「省令第 12 条」に改める。

第 14 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 24 条第 1 項中「住宅地区改良法施行令(」の右に「昭和 35 年政令第 128 号。」を加える。

第 26 条第 1 項中「明け渡しの」を「明渡しの」に改める。

第 32 条及び第 33 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 36 条第 3 号中「第 35 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで」を「前条第 1 項第 1 号から第 6 号まで」に改める。

別表行永東町団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行永東町団地に係る市営住宅の用途廃止に伴い、当該団地に係る規定を削除するとともに、公営住宅法施行令等の改正に伴い、引用する条項を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 36 号議案

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業給水条例(平成 10 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条を次のように改める。

(手数料)

第 29 条 手数料は、別表第 4 に掲げる種類に応じ、それぞれ同表に定める金額(開栓手数料、閉栓手数料及び証明手数料にあつては、当該額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とし、申込者から徴収する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4(第 29 条関係)

手数料金表

	種類	金額(1 件につき)
設計審査・しゅん工検査 手数料(第 7 条第 2 項の 設計審査及び同項の工 事検査)	給水管の呼び径が 20 ミリメートル以 下である場合	2,100 円
	給水管の呼び径が 25 ミリメートル、 40 ミリメートル又は 50 ミリメートル である場合	2,700 円
	給水管の呼び径が 75 ミリメートル以 上である場合	3,200 円

指定給水装置工事事業者指定手数料(法第 16 条の 2 第 1 項の指定)	10,000 円
開栓手数料及び閉栓手数料	500 円
証明手数料	186 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第 4 の規定による設計審査・しゅん工検査手数料は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る設計審査及び工事検査から適用し、同日前の申請に係る設計審査及び工事検査については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第 4 の規定による開栓手数料及び閉栓手数料は、施行日以後に行われる開栓及び閉栓から適用し、同日前に行われる開栓及び閉栓については、なお従前の例による。

提案理由

給水装置工事の設計審査及び工事検査に係る手数料を見直すとともに、開栓及び閉栓に係る手数料を徴収するため、所要の改正を行いたいので提案する。

第 37 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴引揚記念館増築工事

2 変更前契約金額

199,368,000 円

3 変更後契約金額

205,308,000 円

4 契約の相手方

吉田・坂根・伸栄特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市大字森小字大田野 503 番 1

吉田工業株式会社

代表取締役 吉田 茂

構成員 舞鶴市字森 184 番地の 3

株式会社坂根工務店

代表取締役 坂根 功一

構成員 舞鶴市字余部上 417 番地

株式会社伸栄工業

代表取締役 中江 功

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴引揚記念館増築工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 38 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画(平成 29 年 3 月策定)について、野原、田井、上根及び池内の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、別紙のとおり変更する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 559 人
 面積 18.4 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度点数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度 1 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	72,000	47,600	24,400	24,400
合	計	72,000	47,600	24,400	24,400

※ 田井辺地と共通

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 283 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度点数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	72,000	47,600	24,400	24,400
漁業経営近代化施設	〃	107,480	72,040	35,440	32,900
合 計		179,480	119,640	59,840	57,300

※ 野原辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 上根 辺地
 辺地人口 101 人
 面積 6.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上根、寺田
- (2) 地域の中心位置 字上根小字清水ノ尻 90
- (3) 辺地度数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、西市街地の南東約 19 k m離れた山間部にあり、周囲は急峻な山に囲まれている農業中心の地域であるため、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	44,000	26,100	17,900	17,900
消 防 施 設	〃	2,200	—	2,200	2,200
道路(産業振興)	〃	36,100	—	36,100	36,100
合 計		82,300	26,100	56,200	56,200

※ 池内辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 75 人
 面積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺地度点数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	44,000	26,100	17,900	17,900
道路(産業振興)	〃	90,300	—	90,300	90,300
合 計		134,300	26,100	108,200	108,200

※ 上根辺地と共通

提案理由

野原辺地、田井辺地、上根辺地及び池内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので提案する。

参 考

総 合 整 備 計 画 書(平成 29 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 559 人
 面 積 18.4 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度点数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度 1 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	58,000	35,000	23,000	23,000
合 計		58,000	35,000	23,000	23,000

※ 田井辺地と共通

参 考

総合整備計画書(平成29年3月策定)

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 283 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度点数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約19km離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成29年度から平成31年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	58,000	35,000	23,000	23,000
漁業経営近代化施設	〃	107,480	72,040	35,440	32,900
合 計		165,480	107,040	58,440	55,900

※ 野原辺地と共通

参 考

総 合 整 備 計 画 書(平成 29 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 上根 辺地
 辺地人口 101 人
 面 積 6.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上根、寺田
- (2) 地域の中心位置 字上根小字清水ノ尻 90
- (3) 辺地度点数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、西市街地の南東約 19 k m離れた山間部にあり、周囲は急峻な山に囲まれている農業中心の地域であるため、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	44,000	26,100	17,900	17,900
消 防 施 設	〃	2,200	—	2,200	2,200
道路(産業振興)	〃	30,000	—	30,000	30,000
合 計		76,200	26,100	50,100	50,100

※ 池内辺地と共通

参 考

総合整備計画書（平成 29 年 3 月策定）

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 75 人
 面積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺地度数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	44,000	26,100	17,900	17,900
道路(産業振興)	〃	60,000	—	60,000	60,000
合 計		104,000	26,100	77,900	77,900

※ 上根辺地と共通

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

(1) 電灯用電気供給施設

(2) 道路及び渡船施設

(3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

(4) 診療施設

(5) 飲用水供給施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備しようとする公共的施設

(2) 整備の方法

(3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項につい

て定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

(第6項及び第7項 略)

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 39 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
戸田井 6 号線	舞鶴市字境谷小字戸田井 35 番 1 から	
	舞鶴市字境谷小字戸田井無番地 まで	
東戸田井砂入 2 号線	舞鶴市字七日市小字砂入 440 番 1 から	
	舞鶴市字七日市小字砂入 437 番 6 まで	

提案理由

境谷地区ほか 1 地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)